

○大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年大阪市条例第35号）第2条第1項の規定に基づき、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

- (1) 大阪市立義務教育諸学校（以下「学校」という。）の校長
- (2) 学校教育に専門的知識を有する職員
- (3) 区担当教育次長
- (4) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (5) 教育に関し学識経験を有する者
- (6) 学校協議会の委員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教育委員会が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(地区部会)

第5条 委員会に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区部会を置く。

2 委員長を除く委員は、それぞれ教育委員会が指定する地区部会に属するものとする。

3 地区部会に地区部会長を置き、当該地区部会に属する委員の互選により定める。

4 地区部会長は、地区部会を代表し、会務を総理し、並びに、地区部会における審議の結果を委員長に報告する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しない。

6 調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。

(地区部会の運営)

第7条 第6条の規定は、地区部会の会議及び議事について、準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第4項中「委員会」とあるのは「地区部会」と、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「地区部会長」と、同条第3項中の「委員」とあるのは「当該地区部会に属する委員」と読み替えるものとする。

2 委員会は、前項において準用する第6条第4項の規定により地区部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができる。

(調査会)

第8条 委員会は、地区部会ごとに専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置く。

2 専門調査会及び学校調査会(以下、「調査会」という。)は、委員長が指名する学校の校長及び教員で組織する。

3 調査会は、調査の結果を、当該調査会が属する地区部会に報告しなければならない。

4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査会の構成員となることができない。

5 調査会の構成員の任期は、調査会が設置された日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。

6 調査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 関係者又は関係者であった者は、調査審議に関する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日(教)規則第33号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月7日(教)規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月12日(教)規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、令和2年5月29日より適用する。